

# 特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト 旅費規程

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト（以下、青少年未来プロジェクト）の会員が、法人の命により業務を行うときの旅費について定める。

第2条 本規程は、原則としての青少年未来プロジェクトの会員に適用する。ただし、会員以外のものであっても、理事長の承認を得ている場合は、本規程を準用することができる。

第3条 本規程の移動経路は、最も経済的な順路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合、天災など特別な事由がある場合はこの限りではない。

第4条 本規程の旅費の種類は、以下に定めるとおりとする。

1. 交通費
2. 宿泊料
3. 日当

第5条 本規程の交通費は以下に定めるとおりとする（これ以上の支払いの場合は差額を利用者本人が負担する）。

- ・JR等 : 自由席
- ・自家用車 : 実費を算出

第6条 宿泊を伴う出張の場合、宿泊料および日当は、出張日数、宿泊日数に応じて以下に定める金額を支給するものとする。

宿泊料 : 実費（3,000円/泊以内。領収書がない場合は支給せず）

日当 : 1,000円

第7条 旅費の精算を行うときは、旅費精算書を作成し、理事長の承認を得なければならない。

## 附則

この規程は、令和4年8月31日から実施する。